

全国知事会会長記者会見概要

- 【日時】 平成 20 年 12 月 8 日(月) 19:40 ~ 19 : 55
【場所】 福岡県庁会見室
【件名】 地方分権改革推進委員会の第 2 次勧告について

(麻生全国知事会会長)

今から全国知事会会長としての記者会見を行います。この文書は、同時に東京の都道府県記者クラブに配付されています。

地方分権改革推進委員会から、今日、第 2 次勧告が出されたわけであり、勧告は、大きく二つの部分に分かれています。第 1 の部分は、国の地方に対する義務付けとか、枠付けの見直し、同時に条例制定権の拡大をやっているという中味になっています。ここでは非常に数多くの国からの義務付け・枠付けがあるわけですが、それを一つずつ洗い出しまして見直しの方針が示されています。これは、実は第一次分権改革の際に自治事務ということを確認にしたわけであり、実は自治事務と言いつつ、このような義務付けとか枠付けが残ってしまっている。実際に進んでいないという状況が数多くあったわけであり、これをはっきり地方の判断によって行えるようにして、ということでございます。

これは、我々地方自治体が、本当にそれぞれの地域の実態にあった形で施策を推進するという意味では不可欠のことでありますし、第一次分権改革の自治事務の本旨を実現する上でも不可欠なことであるという点でございます。地方分権改革推進委員会は、実に膨大な作業を行って、今回の勧告になったわけでございます、この点は高く評価したいと思っております。

さらに、今回の勧告は、具体化をする際には、基本的には（義務付け・枠付けを）廃止をするんだということで見直しをしていく必要があると考えています。実際にどのようなやり方をするのかということについては、第 3 次勧告に譲られています。是非、第 3 次勧告では廃止をするということを中心に、見直し作業を進めるということをお願いしています。

同時に、このような国の関与というのは、油断するとすぐ増えてくるということがございます。今後とも、組織的に国の関与をチェックするというような仕組みをつくる必要がございますし、あわせて、政省令段階で義務付け・枠付けをしております。法律段階ではなくて、そのような政省令段階のものもあるわけですから、この見直しの方針につきましても、第 3 次勧告では、踏み込んで勧告がなされるということを期待をいたしております。

2 番目に今回の地方分権改革推進委員会の勧告の大きなテーマは、「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」ということでございます。この点につきましては、人員の削減目標、具体的な数値などが示されているという点、そして、これに見合う権限移譲の項目がある程度織り込まれています。しかし、これまで検討されてきました出先機関の所掌事務の多くにつきましては、明確な形で分権の方向が示されていない。現実には夏の段階では、408 項目の国の権限が、地方移譲対象として検討が進められておりました。ところが、今回の報告では 116 項目に大きく絞られております。かつ、これは別表として示されているんですけども、この書き方が、相当曖昧でありまして、これをちゃんと地方に分権しろということが明示されているところが比較的少ないという状態です。

特に都道府県単位の色々な機関があるわけですね。例えばハローワークとかですね。このような都道府県単位の仕事さえ、都道府県へ、あるいは広く地方へ事務の移譲をすべきということが明確になっていない。そればかりか、このような都道府県単位の出先機関に

つきましては、ブロック機関へ集約・統合するんだということを書いている。肝心な仕事を地方に渡すということが、明示されていないというような状況でございます。

こういう点を考えますと、非常にご苦勞な作業をしていただいているんですけども、地方分権の推進、あるいは、国と地方の二重行政の解消といった点から考えますと、十分ではないと言わざるを得ないと考えています。

もう一つ今回の大きな特徴は、このような権限関係に加えまして、現在の国の出先機関、これを大部分統合した形で、「地方振興局」「地方工務局」にするんだという方針が出ております。しかし、これらを単純に統合してしまうということであると、これは巨大な出先機関を創るということになってしまうわけです。我々は、かねて、この出先機関を統合する場合には、必ず、権限の地方移譲を徹底しまして、最小限のものにした後に統合ということを考えて、やっていくべきということを常に主張しているわけです。手順が、まず権限の分権であるということからやるべきであって、組織の統合ばかり先行させますと、懸念しておりますような出先機関の強大なものできてしまう。むしろ分権改革が進まないということになりかねないということを危惧しております。したがって、手順を間違えないように分権をまず徹底してやるんだということの下に組織の改編を考えるべきだと思っているわけです。

また今回、非常に大きな問題になっております道路とか河川の地方への移譲でございます。これもできるだけ範囲を拡げるべきでありますし、また、財源、人材の確保につきましても、具体的、また明確な勧告が無ければ、我々は受けようにも財源がどうなるかということで受けようがないということでございます。こういう明確な勧告を追加して出されるということを期待しております。

今後は、政府の地方分権改革推進本部で、この具体化が行われるわけですが、今、私が述べましたような点につきまして、十分に配慮し、取り入れまして、真の分権改革の実現となるように強く求めたいと思っております。我々全国知事会は、どうしても第二次分権改革はやらなければいけないと思っております。しかし、その内容は、本当に分権になる内容にならないといけないわけですから、その方向に向かって一層の努力をし、全力をあげて取り組む考えでございます。

以上です。

(記者)

知事会として何か要請文の形として総理官邸とかに持って行かれるんですか。

(麻生全国知事会会長)

いやいや、それはまずこれで我々としての立場は表明しましたから。

(記者)

すでに各省庁、抵抗がもう始まっていますが、今まで麻生首相のリーダーシップを疑問視する声もありますが、知事としてはどのように…。

(麻生全国知事会会長)

それは、大いにリーダーシップを発揮してもらいたいと思います。本当の分権が実現しますようにね。

(記者)

1次勧告と2次勧告を比べたら前進したのか、後退したのか。

(麻生全国知事会会長)

1次勧告から見ますとそれは発展型です。ただ2次勧告を議論する過程において、非常

に広範囲な権限関係を、408 項目取り上げていた。それがいきなり 116 項目になって、しかも 116 の重要な国の権限の地方移譲の問題について、どうも言葉が明確じゃないという点がたくさん残ってしまっているということなんです。

もっとやっぱり分権を徹底させないといけない。徹底させた上で、このような地方の振興局をつくるということは考えられるんですけども、徹底しないまま今の権限をそのまま引き継いでやったんでは、むしろ巨大な地方組織になってしまうということが非常に危惧されます。

(記者)

1 次勧告の時も会長は、巨大な出先機関ができる懸念があるとおっしゃったんですけども、2 次勧告でますます強まったと…。

(麻生全国知事会会長)

いやいや、1 次勧告の際にはこういう点はあまり触れられていません。その後の検討過程で統廃合という議論が出ました(注:「国の出先機関の見直しに関する中間報告」平成 20 年 8 月 1 日)から、我々は直ちに地方分権改革推進委員会に対しまして、権限移譲をまず徹底させてくれと、どうしても残る国の事務についてのみやる、地方の一つの統一した機関をつくる、というような手順をとるべきであるということを書いてきました。その大事な第一段階の作業がこれでは不徹底になるんじゃないかということを非常に危惧をしているわけがあります。

(記者)

会長からご覧になって、今回の第 2 次勧告がこのような内容になって、部分によっては後退している、表現も曖昧であるということもあると思うんですが、その原因はなんだと思いますか。

(麻生全国知事会会長)

やっぱり、いろんな形で各省の抵抗が行われているということなんじゃないんですかね。

(記者)

そうしますと、先程の質問でもありましたけれども、麻生首相のリーダーシップが問われるところになるんですが、各種世論調査が出まして首相の支持率もかなり落ちておりまして、その中でリーダーシップが発揮できるのかという状況になってはいますが、知事はその辺はどのようにお考えですか。

(麻生全国知事会会長)

その中でも発揮しないとイケないですよ。総理だったら。しっかり我々が国全体として取り組む問題については、それは世論調査や新聞があるのかもしれませんが、総理大臣たるものは一所懸命頑張ってもらわないとイケないですよ。

(記者)

今後知事会としての働きかけは、どのような方針になっていますか。

(麻生全国知事会会長)

今後は政府の分権改革推進本部で、実施をしていく具体案をつくるということになります。その場合はその本部に対して、我々はいろんな要請なり、意見を言っていくという活動をしてまいります。

— 以 上 —